

見直しの方向性
— 作成の目的 —

○現在、「新たな総合計画」の策定を踏まえるとともに、都市計画を取り巻く社会情勢等の変化に対応するため、都市計画マスタープランの見直しを進めています。
○本見直しの方向性は、現時点の検討内容をまとめたもので、見直しの検討の段階から市民の皆様のご意見をうかがい、見直しの素案の作成に反映していくものです。
今後も、見直しの素案や案の作成といった各段階で、市民の皆様のご意見を伺うことを予定しています。

第1部 都市計画マスタープランの概要と見直しについて

I 都市計画マスタープランとは？ (P3~4)

1 都市計画の基本方針

- 都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的方針」として定めるものです。
- 都市計画マスタープランでは、市民の意見を反映したうえで、中長期的な将来の都市像(市街地像)を展望し、土地利用の方針や都市施設整備の方針、市街地整備の方針を明らかにしています。
- 都市計画マスタープランは、個別・具体の都市計画決定の詳細や都市計画事業の事業計画などを定めるものではありませんが、川崎市が決定する地域地区や都市施設、市街地開発事業等の個別・具体の都市計画は、このマスタープランに掲げられた基本的方針に即して定められることとなります。

2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランには次のような役割があります。

長期的視点に立った都市の将来像を明らかにし、計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針	地域の特性に応じた土地利用等のあり方を示し、大規模な開発行為や建築行為、土地利用転換に対する誘導の指針	都市計画の基本方針や情報を共有し、市民と行政の協働によるまちづくりの指針や市民発意によるまちづくりのルールを策定する際の指針
----------------------------------------------	-----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

3 「市の基本構想」との整合

○都市計画法の規定に基づき、「議会の議決を経て定められた基本構想」に即すことから、総合的、かつ、計画的な行政運営を推進するため、「新たな総合計画」との整合を図って定めます。

4 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合

○都市計画法の規定に基づき、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第6条の2)」に即して定めます。

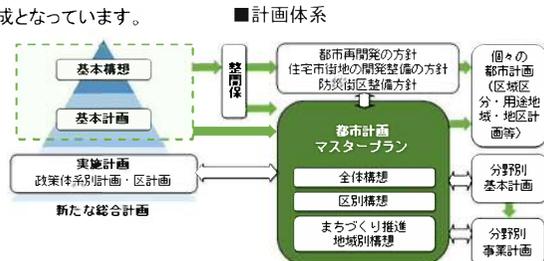
5 分野別基本計画との整合性の確保

○都市計画に関する総合的・一体的な方針とするために、都市計画と関連のある分野別基本計画との調整を図り、計画間の整合性を確保します。

6 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、次の三層構成となっています。

- ①全体構想
(川崎市全体のまちづくりの方針)
- ②区別構想
(行政区ごとのまちづくりの方針)
- ③まちづくり推進地域別構想
(おおむね小・中学校区や町内会・自治会の区域等、最も身近な地域におけるまちづくりの方針)



II 現行都市計画マスタープラン策定効果と課題について (P5~7)

都市マスでは、都市づくりの方針を様々な主体と共有し、計画的なまちづくりや市民との協働のまちづくりを推進することを趣旨としていることから、「計画的なまちづくりの推進」や「市民との協働のまちづくりの推進」の2点を評価の視点とし、現行のマスタープランの効果と今後の課題を検討しました。

1 計画的なまちづくりの推進に関する視点からの効果と課題

考えられる効果

特に拠点整備では、様々な取組が連携して効果的、効果的に行われる必要があり、一例として、川崎駅周辺地区などでは、各施策が都市マスに掲げた方針に基づき、相互に連携を図ることで、総合的な取組を実施することができた。このように効果的、効率的なまちづくりの推進において、都市マスが果たしている役割は大きい。

考えられる効果

個々の都市計画を説明する際に都市マスを活用しており、都市マスでは各地区の方針を体系的にわかりやすく示していることから、各地区の方針を市民等と共有し、都市づくりへの理解を促進する上で効果が大きいと考えられる。

今後の課題

○人口動向や駅周辺開発の進展などを踏まえた、新たな課題への対応が必要
○関係施策との連携を強め、関係主体の意見を求めながら、より計画的な高い方針とすることが必要

今後の課題

○都市マスの認知度の更なる向上が必要
○効果的な周知や内容をよりわかりやすく示すことと合わせ、都市マスへの関心を高める取組が必要

2 市民との協働のまちづくりの推進に関する視点からの効果と課題

考えられる効果

○都市マスの方針に基づき、地域住民の主体的な取組を支援し、地区計画等が策定された。
○都市マス策定に係ることで、まちづくりへの関心を深め、まちづくり活動に携わる方が多く見られることから、協働のまちづくりを促進する役割を果たしていると考えられる。

今後の課題

○まちづくりに興味のある方は多いが、まちづくりに参加している方は少ない
○都市マスの効果的な周知などにより、協働のまちづくりへの市民の参加を増やしていくことが必要

III 見直しの基本的な考え方 (P8~10)

1 新たな総合計画等との整合

総合的かつ計画的な行政運営を図るため、新たな総合計画等との整合を図り見直しを行います

2 長期的な人口動態を見据える

長期的な人口動態を見据え、持続的に都市の活力を維持していくことが必要です

3 取り巻く環境変化への対応

自然災害や環境問題等の都市づくりを取り巻く環境の変化を捉え、的確に対応していくことが必要です

4 目標期間の新たな設定

おおむね30年後の都市像(将来像)を展望し、都市計画の基本目標・基本的方向を定めます

5 新たな将来人口推計の採用

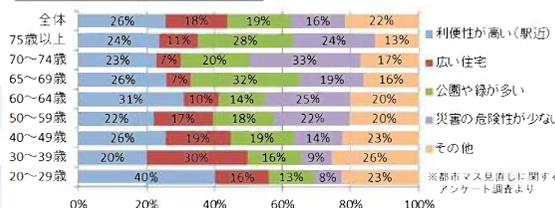
新たな総合計画の策定にあたり推計した、本市の将来人口推計に基づきます

6 市民アンケートの反映

(例) 人口減少や高齢化が進行する地区におけるファミリー世帯等の居住誘導

・住み替える場合に優先することについて、30~39歳(子育て世代)では、広い住宅への意向が高く、60歳以上では、駅に近く利便性が高いことを優先する傾向

●住み替える場合に優先する



見直しの方向性のポイント

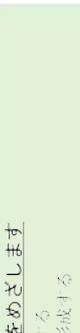
2 分野別のまちづくりの視点

○「分野別のまちづくりの視点」では、都市づくりの基本理念や都市づくりの視点を踏まえ、「土地利用」、「交通体系」、「都市環境」、「都市防災」、「都市環境」の分野別に、具体的取組に向けたまちづくりの基本的な方針を示していくための視点を記載しています。

(1) 土地利用に関するまちづくりの視点 (P16~18)



- 魅力と活力にあふれる「広域拠点」の形成をめざします**
 - ・広域拠点においては、羽田空港との接続性などの地理的優位性を活かした国際競争力を強化する
 - ・時代の変化に応じて必要となる都市機能の集積や更新、都市の活方向向上による持続可能なまちづくりを推進する
- 個性を活かした地域生活拠点等の形成と身近な地域が連携したまちをめざします**
 - ・地域生活拠点においては、地域特性や個性を活かした利便性を高める
 - ・生活行動圏の特性を活かしたまちづくりを推進する
 - ・鉄道を主軸として暮らしを支えるまちづくりを推進する
- 戦略的な産業集積と基盤整備を促進し、臨海部の活性化をめざします**
 - ・既存産業の高付加価値化や国際競争力の高い産業構造へ誘導する
 - ・駿町地区（センダングスカイフロント）における国際戦略拠点を形成する



- ものづくり産業や研究開発機能の集積を促進するとともに、住工が調和した適切な土地利用を誘導します**
 - ・生産機能の高度化や研究開発機能等を育成・誘導する
- 安全・安心で誰もが暮らしやすい住環境を育みます**
 - ・誰もが安心して暮らせる住まいと住まい方の充実や多様な世代が居住できる環境整備を推進する
 - ・地域包括ケアシステムの構築と連携したまちづくりをめざします
- 自然との調和をめざし、市街化区域の優良な農地や緑地の保全・活用を図り、適切な市街化を誘導します**
- 市街化調整区域の良好な自然環境の保全と優良な農地の保全を図ります**



(2) 交通体系に関するまちづくりの視点 (P18~19)



- 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備をめざします**
 - ・交通円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網を整備する
 - ・鉄道ネットワーク機能の強化などによる、公共交通の利用を促進する
 - ・羽田連絡道路の整備や臨海部の交通ネットワークを構築する
- 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備をめざします**
 - ・連続立体交差事業などの基幹的な都市基盤を整備する
 - ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進する
- 災害に強い交通環境の整備をめざします**
- 地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備をめざします**
 - ・地域住民が主体となったコミュニティ交通の取組を支援する
- 地球にやさしい交通環境の整備をめざします**

(3) 都市環境に関するまちづくりの視点 (P20~21)

- 地球環境と地域環境に配慮したまちをめざします**
 - ・低炭素社会の構築に向けて取組などによる環境に配慮した持続可能なまちづくりを推進する
 - ・エネルギーの最適利用やICT・データの活用により、都市インフラの高度化を図る
- 川崎らしい緑と水の豊かな風景を育みます**
 - ・多様な施策を活用した樹林地などの緑地の保全を図る
 - ・多様な主体との連携による農地の多面的な機能に着目し、保全・活用を図る
 - ・グリーン・ツーリズムの推進などにより農業を活性化させる
- まちの基盤となる緑を保全・創出・活用し、地域の特色を活かした緑のまちをめざします**
 - ・個性と魅力あふれる公園緑地の整備や地域緑化の促進による緑と水のネットワークを形成する
- 暮らしの中に息づく水辺空間を育みます**
 - ・多摩川を代表とする市内河川等における水空間を創出する
- 個性と魅力にあふれた川崎らしい景観の形成をめざします**
 - ・市民の主体的なまちづくり活動により、地域ニーズ等に合わせた市街地景観を形成する

(4) 都市防災に関するまちづくりの視点 (P21)

- 自然災害による被害を軽減するまちをめざします**
 - ・施策の連携強化や都市計画手法等による減災対策を推進する
 - ・老朽木造住宅等の密集市街地を改善し、火災による延焼被害を低減する
 - ・ハザードマップを活用し、市民の防災意識を向上させる
- 大規模な災害が発生しても都市機能を維持できるまちをめざします**
 - ・公園の防災機能の向上や帰宅困難者対策等を推進する
- 自助・共助により被害を軽減するまちをめざします**
 - ・公助の取組とともに、自助・共助（互助）による地域主体の防災まちづくりを推進する
- 質の高い復興を可能にする都市の形成をめざします**



3 生活行動圏におけるまちづくりの検討 (P22~23)

○超高齢社会の到来を見据え、鉄道を中心に展開する4つの生活行動圏ごとの、エリアの特性を活かしたまちづくりを進めるため、生活行動圏におけるまちづくりの方向性の検討を進めます。

北部エリア

- 小田急小田原線、多摩線沿線の地域で、麻生区・多摩区を含む範囲
- 計画的に形成された市街地と古くからの市街地及び住宅団地群が混在
- 大学や文化・芸術施設に加え、生田緑地などの自然環境も豊富なエリア
- 山坂が多く、駅勢圏に比べエリアの奥行きが広く、路線までのアクセスが多い

中部エリア

- 東急東横線沿線、田園都市線沿線の地域で、中原区、高津区及び宮前区を含む範囲
- 鉄道整備と同時期に区画整理などの計画的な市街地形成が進められ、今後、高齢化や建物の高層化が同時期、かつ、急激な発生が懸念されるエリア
- 山坂が多く、駅勢圏に比べエリアの奥行きが広く、路線までのアクセスが多い

小中野周辺エリア

- JR南武支線及び京急大師線沿線と川崎臨海部を有する川崎区内の範囲
- 古くからの市街地と臨海部の工業地域からなるエリアであり、また、JR南武支線沿線は、狭い道路や木造住宅が多く、木造密集市街地が市域で最も集中
- 川崎駅を中心に放射状に路線バスネットワークが充実

川崎駅・臨海部周辺エリア

- JR南武線沿線で、幸区、中原区を含む範囲
- 狭い道路や木造住宅が多く存在
- 道路・鉄道ともに、交通利便性が高く、居住地としての人気と世界的企業等が立ち上る就業地としてのポテンシャルがあるエリア
- 平坦でエリアの奥行きが狭く、徒歩や自転車での身近な駅へのアクセスが多い

● 生活行動圏

● 地域生活拠点

● 臨海・臨湾都市拠点

● 駅

● 鉄道